

江戸幕府の裁判制度と「相談書」(二・完)

—— 裁判官の合議と判決の申渡し ——

大 平 祐 一 *

目 次

第一節 序

第二節 評定所の裁判と「相談書」

第一項 評定所公事と「相談書」

第二項 「相談」と判決申渡し

第三節 奉行所の裁判と「相談書」

第一項 内寄合公事、手限吟味物と「相談書」

第二項 「相談」と判決申渡し

第三項 「相談書」の回覧

(以上、四一九号)

* おおひら・ゆういち 立命館大学名誉教授

第四項 「相談書」の運用実態

第四節 結びにかえて

(以上、本号)

第三項 「相談書」の回覧

一 寺社奉行所において「難事件」について「相談書」が回覧されることがあったことは前項で述べた。「相談書」は、奉行所での吟味をふまえて担当奉行が事案についての判断を示した判決書原案であり、担当奉行は、それについての同役奉行たちの意見を求めて「相談書」を回覧したのである。⁽²⁰⁾ 回覧に対する期限は特に付されていないのが通常である。しかし、なかには判決申渡し予定日を示して、その日までに回覧を済ませてほしい旨註記する「相談書」も見られた。『祠部職掌類聚 相談書 安永七戊年從正月至十一月』所収「先裁許不用我俣取計候出入相談書」⁽²¹⁾に次のようにある。

〔史料11〕

「以手紙啓上仕候、京極甲斐守領分但州城崎郡豊岡町小田井大明神神主大石紀井、相手同所御霊社家高木備前、先裁許不相用我俣取計候出入一件御相談書一通相廻之申候、思召も無御座候ハ、来ル廿七日内寄合にて裁許申渡度奉存候間、早々御順達可被成下候、御扣ハ追て相廻し可申候、已上、

八月廿三日

〔寺社奉行牧野豊前守〕
牧野豊前守

〔寺社奉行河部正徳〕
阿 備中守様 存寄無御座候、

戸同 戸田忠憲 因幡守様 存寄無御座候、

太同 太田賢愛 備後守様

土同 土岐定経 美濃守様」

〔史料11〕によれば、寺社奉行牧野豊前守（惟成）は、「先裁許不相用我仮取計候出入一件」についての「相談書」を安永七年（一七七八）八月二三日に回覧し、同月二七日の内寄合で裁許申渡し（判決申渡し）をする予定であること示して、早々の回覧を求めている。寺社奉行の内寄合日は毎月六日、一八日、二七日である。八月二三日に「相談書」の回覧を開始し、四日間で四人の寺社奉行たちの回覧を終えることになり、一人当り一日で回覧し返答を記入して次の奉行に回覧することになる。とくに意見が出なければ、八月二七日の内寄合ではおそらく牧野豊前守は、他の同役奉行たちの意思を確認のうえ、裁許申渡しを行ったものと思われる。この意思確認も「相談」であったと思われる。

安永六年（一七七七）の「盗賊吟味一件」では、寺社奉行太田備後守（資愛）が二月二日付の「相談書」を回覧にまわしたが、そこには、「当年中御仕置申渡度奉存候間、其御心得にて御一覽之上、御巡達可被下候」と付記されていた。⁽⁷²⁾「当年中御仕置申渡度」ということは、一二月二七日の内寄合の日に判決申渡しを行いたいので、それまでに回覧を終えてほしいということであろう。ここでも五日間の間に四名の同役奉行たちの回覧が予定されており、おそらくその通りに実行されたものと思われる。

二 これらの回覧期間指定の事例では、「相談書」の回覧はかなり迅速に行われていたように思われるが、回覧期日指定のない通常の場合はどうだったのだろうか。若干の例を見てみると、たとえば安永五年（一七七六）「修

驗明心寺隱居照觀父子、触頭鳳閣寺申渡を致難洗候儀ニ付吟味一件」では、寺社奉行太田備後守(資愛)が七月一日付の「相談書」を回覧に回し、牧野越中守(貞長)を経て七月一七日に戸田因幡守(忠寛)より最終閲覧者の土岐美濃守(定経)の手に届けられている。⁽⁷³⁾ 回覧開始から三日後に三人目の奉行の手に届けられている。安永五年「無宿者窃盗一件」では、寺社奉行太田備後守が九月八日付の「相談書」を回覧に廻し、牧野越中守を経て九月九日には戸田因幡守より最終閲覧者土岐美濃守の手に届けられ、即日、太田備後守へ返却されている。⁽⁷⁴⁾ 何と回覧の翌日には「相談書」が回覧元(担当奉行)の手に戻って来ているのである。この件での回覧対象奉行は四名ではなく三名であったが、それにしてもかなり迅速な回覧と言えよう。

これに対し、上記の「相談書」ほど迅速に回覧されたのではない事例として、明和五年(一七六八)「除地出入一件」では、寺社奉行松平伊賀守(忠順)が四月一四日付の「相談書」を回覧に廻し、久世出雲守(広明)を経て四月二二日に最終閲覧者土岐美濃守(定経)に届けられている。⁽⁷⁵⁾

全体として見ると、「相談書」の回覧は数日の間に終了している事例が多いように思われる。もともと、なかには例外的な事例も見られ、明和五年(一七六八)「社職之儀ニ付出入一件」では、寺社奉行土井大炊頭(利里)が一月五日付の再相談のための「相談書」を回覧に廻し、久世出雲守(広明)を経て二月二四日、松平伊賀守(忠順)より土岐美濃守(定経)を経て同月二七日に土井大炊頭に返却されている。⁽⁷⁶⁾ 一月五日付の「相談書」が五〇日以上経って返却されており、三人の奉行間の回覧としてはあまりにも日数がかかり過ぎているように思われる。最初の「相談書」に意見(異論)が出たあとの再「相談書」であったため、回覧に時間がかかったのだろうか。それとも日付を誤記したのだろうか。真相は定かでないが、一応原本通り受けとめておく。

三 江戸幕府の寺社奉行所における「相談書」の回覧による合意形成は、現在の最高裁判所小法廷の「持ち廻り審議」を想起させるものがある。「持ち廻り審議」とは、小法廷の裁判官全員が集まって合議するのではなく、「書類の持ち廻りと押印による決済のみで決定処理できると考えられる、比較的簡単な事件について行われる審議方法」であった。⁽⁷⁷⁾「相談書」も回覧と確認済文言（思召無御座候）が記載されている点は「持ち廻り審議」と同じと言えるが、大きな違いは、「持ち廻り審議」は「比較的簡単な事件」について行われる審議方法であったのに対し、「相談書」の回覧は「難事件」についてとられた審議方法であったという点にある。「難事件」について同役奉行たちが自己の考え、判断を形成するためには、事件の事実関係と担当奉行の判断を記した判決書原案、すなわち「相談書」を事前に書面ですっきりと見ておくことが必要であった。そのためには「相談書」の回覧が欠かせなかった。印刷・複写技術が十分発達していなかった当時において、長文の判決書原案を複数の同役奉行たちに可能な限り早く閲覽させて、判決についての合意形成をスムーズに進めるために、「相談書」の回覧という方法は極めて有効な方法であったと思われる。

これに対し、「難事件」でない事件については、〔史料7〕で述べたように、内寄合における証文（裁許証文）——すなわち、判決書原案の要点を記したものを——を読み上げて評議、相談がなされた。簡単な事件について同役奉行たちが全員集まって内寄合で審議（評議、相談）し決定するという点は、最高裁判所小法廷の「持ち廻り審議」とは対照的な審議のあり方といえよう。簡単な事件は一同に会して手際よく処理していくという考え方に基づいていたのかも知れない。⁽⁷⁸⁾

第四項 「相談書」の運用実態

一 寺社奉行所では、判決書原案である担当奉行の「相談書」が同役奉行たちに回覧されることがあったことは前項で述べた。「相談書」に添えられた手紙には、「思召も御座候ハ、可被仰聞候」、「何分思召被仰聞候」、「思召も御座候ハ、被仰下候様仕度奉存候」等々、同役奉行たちに意見があれば聞かせてほしいと助言を求める文言が記されていた。それに対し同役奉行たちは、「存寄無御座候」と、とくに意見・異論のないことを記して順番に回覧することが多かった。そのことは、「相談書」を作成した担当奉行への配慮あるいは遠慮というよりは、判決書原案である「相談書」の内容に、幕府法秩序の全体から見てとくに問題となるような点はないということの意思表示であった。それゆえ、「相談書」に記された内容に疑問を感じた場合は、同役奉行たちは率直に意見を述べることもあった。

担当奉行はそうした意見を踏まえて、最初に示した「相談書」の内容を修正して、再度「相談書」を回覧することもあった。『祠部職掌類聚 相談書 明和五子年從二月至十二月』十五「越後国湯山村本山方修驗明王院弟自教、欠込訴いたし候儀二付吟味相談書」⁽⁷⁹⁾に次のようにある。

〔史料12〕

「以手紙啓上仕候、然者越後国湯山村本山方修驗明王院弟自教欠込訴吟味之趣、御相談書相廻候、思召可被仰下候〔様〕奉願上候、以上、

七月十二日

久世出雲守
(寺社奉行久世弘明)

(寺社奉行土井尚忠)
土 大炊頭様
存寄無御座候、

(同 松平忠順)
松 伊賀守様

(同 土岐定経)
土 美濃守様

以手紙啓上仕候、然者先達て為相談相廻候吟味書、越後国湯山村修驗自教儀本山方江紛入候一件、訴訟人自教并同人兄明王院、各輕方ニ可有之哉之旨御評議ニ付、此間於内寄合御相談申上候通、各附相直、相廻申候、猶又思召可被下候、以上、

十月晦日

久世出雲守

土 大炊頭様

松 伊賀守様

土 美濃守様

御相談書

久世出雲守

「越後国湯山村本山方修驗明王院弟自教儀、当山方修驗二相成、醍醐補任も申請罷在候処……

(長文につき中略)

右之趣、及御相談候、

子十月」

〔史料12〕によれば、修驗の宗派(本山派と当山派)のうち、本山方(本山派)に属する越後国湯山村修驗自教が、当山方(当山派)に紛れ入った件につき吟味を担当した寺社奉行久世出雲守(広明)が、この件の吟味書を「相談書」として同役奉行たちに回覧したところ、訴訟人自教ならびに同人の兄である明王院の咎について再検討すべきではないかとの意見が出された。そこで久世出雲守は内寄合でその件を「相談」し、そこでの議論を踏まえて咎付けを修正し、再度「相談書」を回覧して意見を求めている。

この二度目の「相談書」によれば、自教については、本山方の筋目の者であるにもかかわらず偽の補任状で当山方に紛れ入り、それについての醍醐寺——醍醐寺三宝院(当山派の本山)(大平註)——からの呼び出しにもかかわらず

ず、駈込訴をしたとして、「補任状取上、脱衣、中追放可申付候哉」と記されている。兄の明王院については、自教が当山方に加入資格がないにもかかわらず、自教が当山方補任を申請し、千明院と名乗っていたのをそのままにしていたのは不埒であるとして、「所払可申付哉」と記されている。最初の「相談書」に対する同役奉行たちの意見を取り入れて修正されたものと思われる。⁽⁸¹⁾この修正された「相談書」により寺社奉行たちの合意が形成されたものと見てよいであろう。

二 また、最初の「相談書」に対して意見が出されたため、修正して再度「相談書」を回覧した事例としては、次のような事例も見られる。『祠部職掌類聚 相談書 明和五子年從二月至十二月』十八「濃州太郎丸村真光寺儀、同国三田洞村法花寺并右村^(羽)宇左衛門外三人江用立候貸金滞出入吟味相談書」⁽⁸²⁾によれば、真光寺は、法花寺や羽左衛門らに貸金の返済を請求したが返済に応じないので、本寺高野聖方の寿量院へ申し立てしたところ、理不尽に退寺を申し付けられたため、寺社奉行所へ訴え出た。寺社奉行土井大炊頭（利里）は本件を手限で吟味し、その結果を一冊にまとめ、「相談書」として明和五年（二七六八）八月晦日、同役奉行たちに回覧した。その「相談書」は極めて長文であるので掲載は控えたが、それによれば、真光寺（義明）については、

- ① 貸金出入の件は、本山使僧の取計らしいに不得心であるなら、何度もその訳を申し談ずべきであったにもかかわらず、そうせず、呼出しにも応じなかった。
- ② 衣体の儀、本山の許可がないのに官僧地住職として律宗の衣を用いている。
- ③ 寺附の田畑を書入れて金子を借りている。
- ④ 実母を寺に引き取り置いた。

との理由により、「江戸払可申付哉」とされている。法花寺量長、百姓羽左衛門の滞金については、真光寺の後任(次の住職)が決まり次第返済すべき、と申し渡すべきかとされている。寿量院代理純については、真光寺義明への対応や寿量院とのやりとりには種々不束な取計らいがあり不埒であるとして、五十日押込を申し付けるべきか、とされている。

しかし、この「相談書」には寿量院については何も記されていない。そのため「寿量院をも呼出、吟味いたして可然」との意見が出された。そこで土井出雲守は寿量院を呼び出して吟味し、その結果をふまえて第二の「相談書」を同役奉行たちに回覧した。『祠部職掌類聚 相談書 明和五子年從二月至十二月』十九「右同断、尚又御相談書」に次のようにある。

〔史料13〕

「以手紙啓上仕候、弥御安全被成御座、奉珍重候、然者濃州太郎丸村真光寺儀、同国三田洞村法花寺并右村羽左衛門外三人江用立候貸金相滞候二付、本寺高野聖方寿量院江申立候処、理不尽ニ退寺申付候段訴出候(二)付、手限ニて吟味候趣、別紙一冊相廻之、先達て及御相談候処、御評議之趣を以寿量院呼出、吟味之趣別紙通相廻、先達之御相談書相添、猶又及御相談候、思召も御座候ハ、可被仰下候、右為可受貴意如斯御座候、以上、

十一月十四日

(寺社奉行土井和忠)
土井大炊頭

(寺社奉行入社大由)
久出雲守様

(同 松平忠雄)
松伊賀守様

同 土蔵宛書
土 美濃守様

土井大炊頭

先達て及御相談候濃州太郎丸村真光寺儀、同国三田洞村法花寺并羽左衛門外三人江用立候貸金〔不〕相済候二付、本寺高野聖方寿量院江申立候処、理不尽ニ退寺申付候段訴出候一件之儀、寿量院代理純計之吟味ニては如何ニ付、寿量院をも呼出、吟味いたし可然之旨御評議ニ付、呼出吟味いたし候処、左之通御座候、

(長文につき中略)

右之通御座候間、寿量院儀も急度叱り置可申哉、且又義明各之儀、江戸払ニては輕ク可有之段之御評議ニ付、江戸十里四方追放申付、其外之者共ハ、先達て及御相談候通可申付哉、先達て御相談書相添、猶又及御相談候、

十一月

第二の「相談書」である〔史料13〕によれば、第一の「相談書」に対し、「寿量院代理純ばかりの吟味では如何につき、寿量院も呼出し吟味いたすべきである」、「義明（真光寺）の咎は江戸払では輕いので何か手だてがあるべき」という意見が評議で出されたので、第二の「相談書」では、寿量院も呼出して吟味し、その結果をふまえて、「寿量院も急度叱り置可申哉」、義明は「江戸十里四方追放申付」べきかと、咎付けを変更して「相談」に及んでいる。「相談書」に対する意見のやり取りにより、当初の判決案（刑罰案）が変更されていることが分かる。この変更された案が同役奉行たちにより承認されたものと思われる。

三 担当奉行の「相談書」に対し同役奉行から異論（意見）が出され、再調査をした結果、当初の「相談書」の

通り裁許すべきではないかと、担当奉行が自説を維持する「再相談書」を発する場合もあった。『祠部職掌類聚 相談書 明和四亥年從三月至十二月』廿二「遠州秋葉権現別当秋葉寺、相手駿河西久保村当山修驗峰本院、札守之儀ニ付出入吟味相談書」⁽⁸⁴⁾に次のようにある。

〔史料14〕

「亥十月廿三日相談書大炊殿相廻、同廿四日出雲殿(より)順達」

以手紙啓上仕候、追日寒冷相募候処、弥御安全被成御座、奉珍重候、然者、遠州犬居村秋葉権現別当秋葉寺申立候駿州西久保村修驗峯本院札守之儀ニ付吟味一件、別紙御相談書老通相廻之候、思召も御座候ハ、可被仰下候、右可得貴意、如此御座候、以上、

十月廿三日

(寺社奉行土井利重)
土井大炊頭

(寺社奉行久世伏助)
久出雲守様 存寄無御座候

(同 土岐定経)
土美濃守様

猶々来ル廿七日、致裁許度候間、其御心得ニて御順達可被下候、以上、

御相談書

土井大炊頭

御朱印地

遠州周智郡大居村

秋葉權現別当
曹洞宗

訴訟方

任 梁

小田切新五郎御代官所
駿州庵原郡西久保村
当山修験

相手方

峯 本院

賈 東

吟味二付呼出候もの
西久保村
名主

幸右衛門

右出入致吟味候処、秋葉寺代任梁申立候は、駿州西久保村修験峯本院義、秋葉三尺坊御影并火防之札守差出候二付、及出入、吟味之上去々西十月裁許いたし候処…

(長文につき中略)

右吟味いたし候趣、書面之通御座候、峯本院□秋葉之御影并火防之札、板木共取上候間、御影并右札配候義相止、以来山主又は別当抔と名乗候義は致間敷旨、去々酉年致裁許候処、紛敷御影并焔葉大聖権現法主峯本院と認札守差出し、殊二石碑を建増候段、裁許不相用も同様之いたし方不届二付、御影札守共板木取上、江戸十里四方追放申付、西久保村役人共義、秋葉寺と峯本院焔葉之御影札守差出候出入裁許之趣承知候上は、縦神名を改候共、紛鋪御影札守差出候義如何と可心附処、無其儀、峯本院任申旨、御影札守為差出候段不行届義二付、急

度叱り置、江尻宿江建候石碑は二ヶ所共早々取払、已来不致開帳、御影札守も差出間敷旨、証文を以可致裁許哉、及御相談候、

寅十月

〔史料14〕によれば、駿州西久保村修験峯本院が、遠州犬居村秋葉寺の許可なく、秋葉三尺坊の御影ならびに火防の守札を差出したため、秋葉寺と出入りになり、明和二年（二七六五）一〇月、内寄合にて峯本院敗訴の裁許がなされた。ところが、この出入りで借金が嵩んだ峯本院は、翌年九月一日より一〇月二五日まで秋葉の開帳をいたし、まぎらわしい御影ならびに神名を改めた札守——火防の守札——を差出し、さらには駿州江尻宿内に秋葉山道と記した石碑を建てさせたことから再び出入りとなった。⁽⁸⁵⁾そこで担当奉行の土井大炊頭（利里）は、吟味のうえ峯本院に、「御影札守共板木取上、江戸十里四方追放」を申付け、西久保村役人たちにも急度叱りおよび石碑の取払い等を命じる判決原案を記した「相談書」を作成して同役奉行たちに回覧したのである。この「相談書」に添えられた手紙には、十月二七日の内寄合日に判決申渡し（裁許）をする予定であると書かれていた。回覧は何事もなく済むものと土井大炊頭は想定していたものと思われる。

ところが、この「相談書」に異論が出されたのである。それは、許可なく開帳したのは咎められるべきだが（「不願開帳いたし候咎可有之義」、神名を改めたのは金比羅の例もあり、秋葉寺の二字を除いて大聖権現と記した札守を差出すのは構わないのではないか（「神名を改候は金比羅之例有之、秋葉寺二字を除、大聖権現と認、札守差出候義は苦間敷哉」というものであった。そこで土井大炊頭は再調査を行ない、その結果を「書付」に認め、さきの「相談書」に添えて、「直手紙」という形で同役奉行に差出した。⁽⁸⁶⁾この「書付」の末尾に「先達之御相談書相添、猶又及御相談

候」とあるので、この「書付」も「相談書」と言つてよく、第二の「相談書」と見ることができよう。そのなかで土井大炊頭は、今回の事例は、これらの行為を禁じる二年前の裁許を遵守していないのと同じであり（「裁許を不用も同様にて」）、調べた類例よりも今回は「品重キ方」であるので、前回の「相談書」通り裁許すべきではないかと、自説を改めて主張している。そして、とくに意見もなければ手限で裁許したいと思つている（「思召も無之候ハ、手限にて裁許可致と存候」と述べているところからすると、第二の「相談書」（「書付」）には自信を持つていたように思われる。

四 「相談書」に対し、意見というよりは助言とでも言うべきことがなされる場合もあった。『祠部職掌類聚 相談書 従明和元申年十二月至同二酉年十二月』十二「奥州白川関川寺離配出入吟味中、江戸宿払方雑用金济方申渡候儀二付相談書」⁽⁸⁷⁾に次のようにある。

〔史料15〕

御 相 談 書

土井大炊頭

奥州白川関川寺離配出入吟味二付、小堀土佐守方にて関川寺還康を、去巳年二月十一日より関三ヶ寺江預ヶ申

付候処、宿坊手狭二付、伺之上江戸宿江預申付、并同寺弟子貫之、宗随駕籠訴、箱訴いたし候二付、去ル午年二月八日、吉田撰津守方にて右兩人共三ヶ寺江預ケ申付候処、是又窺之上江戸宿預申付候由、然処右三僧雜用差支候二付、金五拾四兩、錢八百文余関三ヶ寺より取替、江戸宿江弘遣候、右一件裁許相済候二付、関川寺より可差出旨可申渡哉、先例無之候二付相伺候由、関三ヶ寺書付差出申候、

右は取替金之儀二付、関三ヶ寺より関川寺江対決之上、受取候様申渡、其上にて滞候ハ、関川寺呼出相糺候上、於内寄合三十日限済方申付、不相済におゐては、切金二申付候筋二可在之哉、及御相談候、

八月

右相談書二通、翌晦日於御城大炊頭殿江相返し候、^①関川寺相談書は先例も可有之候間、被相糺候様申達之、

桂岸寺相談書は是は御宝宮水戸殿中山備前守より依願、御宝末二相成候、其上根生院配下之処、湯島靈雲寺

派律僧之旨、右律僧二相成候儀一体之趣意、書面にて難相分二付、得と被相考候様申談候、音羽町四丁目喜

左衛門咎之儀は、存寄無之旨申達候」

上記〔史料15〕は、寺社奉行土井大炊頭(利里)が回覧した「相談書」の一つであり、出入における取替金の扱
いに関する「相談書」である。この「相談書」のうしろの余白に最終閲覧奉行の発言と思われるメモが記されてい
る〔申談候〕、「申達候」とあるので。この「相談書」は後述のように、判決申渡し後に回覧された相談書の写し(控
え)と思われる、江戸城で三通の(原文に二通とあるのは誤りか)の「相談書」を土井大炊頭に返すときに「申談」じた、
あるいは「申達」した発言を、あとで手持ちの控えに書き記したものと思われる。傍線部(1)(2)(3)がそれであり、
傍線部(1)では、関川寺「相談書」すなわち〔史料15〕の出入における取替金の扱いに関する「相談書」について

は、「先例もあるので調べるように申達した」とある。傍線部(2)では、桂願寺「相談書」について述べており——この「相談書」だけが原本に見られないので、何についての「相談書」かは不明であるが——、「全体の趣旨が書面では分かりづらいのでしっかり考えるように申達した」とある。傍線部(3)の「相談書」は掲載を省略したが、これについては「音羽町喜左衛門の咎については特に異論はないと申達した」とある。この「相談書」は、出廷予定の僧侶が宿泊している音羽町家主喜左衛門が、手違いにより呼出日に出席しなかったのは不埒であるとして、三十日手鎖を申付けることにつき「相談」したものである。

これらはいずれも「相談書」に書かれた具体的論点についての異論というわけではなかった。「史料15」から、判決書原案としての「相談書」に書かれた内容に対し、先例の調査や趣旨の明確化などの助言を同役奉行が行っていたことが分かる。「相談書」が、後述のように、先例として残されることを考えると、より精度の高いものに仕上げたこととする奉行たちの努力の一端がうかがわれる。

五 同役奉行たちに承認された「相談書」にもとづき判決が申渡されると、担当奉行は承認された「相談書」を同役奉行たちに回覧した。控え(「扣え」)をとらせるためである。『祠部職掌類聚 相談書 安永元辰年従正月至十二月』三「甲州天目山栖雲寺外壺人、相手同国田野村景德院門前百姓要右衛門外式拾九人、立木伐採出入吟味相談書」に次のようにある。

〔史料16〕

「以手紙啓上仕候、然者、先達て為御相談順達仕候甲州天目山栖雲寺外壺人、相手同国田野景德院門前百姓要右衛門外式拾九人、持出候材木差押候出入一件裁許申渡相済候二付、右相談書壺冊為御扣相廻申候、御順達可被

下候、以上、

四月廿日

〔寺社奉行土屋能登守〕
土屋能登守

〔寺社奉行牧野直忠〕
牧 越中守様

〔同 松平忠頼〕
松 伊賀守様

〔同 土蔵定経〕
土 美濃守様

〔史料16〕によれば、「持出候材木差押候出入」を担当した寺社奉行土屋能登守(篤直)は、先だって「相談書」を回覧したが、それについての裁許申渡しも済んだので、その「相談書」を控え(扣)のため回覧する、と述べている。⁹⁰⁾先に回覧していた「相談書」を、判決申渡し後に控えをとってもらうために回覧するということは、先の回覧では同役奉行たちは控えを写しとっていなかったということであろう。「相談書」が一般的には長文のものが多く、しかも迅速な回覧が求められていたことによるものと思われる。

回覧した「相談書」に対し意見(異論)が出されたため、「相談書」に修正を加えて再度回覧した場合も同様に、担当奉行は、判決申渡し後に、その修正された「相談書」を回覧し、同役奉行たちが控えをとる便宜をはかった。『祠部職掌類聚 相談書 明和七寅年從二月至十二月』廿八「武州中野村宝仙寺末拾九ヶ寺、相手中野村宝仙寺外四ヶ寺、什金出入吟味相談書」に次のようにある。

〔史料17〕

「寅十二月十六日、越中殿より順達、同十七日能登殿方江致返却候、

卯三月六日為写相廻^(原)□、□十一日伊賀殿より順達、同十四日能登殿江致返却候、

以手紙啓上仕候、然者、中野宝仙寺什金之儀ニ付、同末寺福寿院欠込訴^(虫ク)□□一件吟味御相談書一冊相廻申候、
咎之儀下ケ札之方ニても可有之哉、御一覽之上思召も御座候ハ、被仰下候様ニと奉存候、以上、

十二月十五日

土屋能登守

牧 越中守様 存寄無御座候、

松 伊賀守様 存寄無御座候、

土 美濃守様

猶以思召も無御座候ハ、来^(ルカ)□十八日可申渡と奉存候、其思召ニて順達被下候様奉存候、左候ハ、追て御扣
相廻可申候、以上、

以手紙御喜候、然者、去十二月中御相談書懸御目候中野宝仙寺什金之儀ニ付、落着裁許申渡之趣、且咎之儀
も、猶又御相談之上、今日申渡相済候ニ付、別紙御相談書致懸紙帳面一冊、為御扣相廻申候、此段可得貴意、
如斯御座候、以上、

三月六日

土屋能登守

牧 越中守様

松 伊賀守様

土 美濃守様

〔史料17〕の前半は、明和七年（二七七〇）二月五日、寺社奉行土屋能登守（篤直）が、武州多摩郡中野村宝仙寺の祠堂金、法具、塔金等の金銭取扱いをめくり嫌疑をかけられた福寿院が駈込訴をした「什金出入」に関する「相談書」を同役奉行たちに回覧した際の手紙である。手紙の末尾に、「なお、特段の意見もないようであれば、一八日に判決を申渡すつもりである」とあるところからすると、この「相談書」に書かれている通りの判決が申渡されるものと、土屋能登守は考えていたものと思われる。

ところが、〔史料17〕の後半の三月六日付の手紙によれば、この「相談書」を十二月中に同役奉行たちに見せた——すなわち回覧した——ところ、上記「什金出入」一件落着裁許申渡しの内容、さらには咎についても「猶又御相談」ということになった。つまり、再度「相談」して「相談書」を修正することになったのである。そして、その結果をふまえて、「今日、判決申渡しが済んだので」、「別紙相談書に懸紙を付した帳面一冊を、控えを写しとるために回覧致します」と土屋能登守は述べている。「別紙御相談書致懸紙帳面一冊」とは修正した「相談書」のことであり、それが、同役奉行たちが控えを写しとるために回覧されていたことが分かる。

また、『祠部職掌類聚 相談書 安永元辰年從正月至十二月』四「奥州下野出嶋村神宮寺外三ヶ寺申立候、同国白川龍藏寺本堂造立并同末西光寺後住之儀二付吟味相談書」⁹²にも次のようにある。

〔史料18〕

「以手紙啓上候、然者、先達て御相談申上候奥州下野出嶋村神宮寺外三ヶ寺申立候、同国白川龍藏寺本堂造立并

同寺末同国西光寺後住之儀二付一件吟味裁許之趣、尚又昨日御相談之上申渡相濟候二付、右御相談書相直し、為御扣相廻し申候、御覽之上御巡達被下候、已上、

五月十九日

土屋能登守

牧 越中守様

松 伊賀守様

土 美濃守様

〔史料18〕に添付された「相談書」（長文のため掲載は省略）によれば、奥州下野の神宮寺ほか三カ寺が、本寺本堂造立ならびに末寺西光寺後住（後任住職）等の取計らい方につき、本寺龍藏寺の振舞いに納得がいかず、本寺龍藏寺を相手取り、明和四年（一七六七）触頭に訴え出た。翌年十一月、触頭による裁許があつたが、龍藏寺はその裁許を無視したため、神宮寺ほか三カ寺は触頭に申立て、事件は触頭から寺社奉行所に差出された。〔史料18〕はこの事件の「相談書」に関する手紙である。

〔史料18〕には、「先達て御相談申上候……一件吟味裁許之趣、尚又昨日御相談之上申渡相濟候」とあり、担当奉行の土屋能登守（篤直）は一度同役奉行たちに「相談書」により「相談」していたこと、そして、昨日再度「相談」して判決を申渡していたことが分かる。さらにつづけて、「右御相談書相直し、為御扣相廻し申候」とあり、最初の「相談書」を修正したもの——それが昨日の「相談」で了承され、それに基づき判決申渡しがなされたわけであるが——を、控え（「扣」）をとつてもらうために回覧したとある。ここからも修正された「相談書」が、控えを写しと

るために回覧されていたことが分かる。

以上から、担当奉行が作成、回覧し、同役奉行たちに了承された——あるいは修正のうえ了承された——「相談書」が、判決申渡し後、担当奉行から改めて回覧されていたこと、それは確定した「相談書」の控えを写しとってもらったのものであったことが知られよう。同役奉行たちに承認された「相談書」には、事件（訴訟）の当事者の主張、認定された事実、判決の理由、そして結論（主文）等が記されており、それは判決書と言ってもよいものであった。それゆえ、「相談書」の写しは今後の各種裁判の重要な参考先例として同役奉行たちは保存したものである。「相談書」を数多く収録した冊子が大量に保存されていたことは、そのことを端的に物語っている。

第四節 結びにかえて

一 本稿では江戸幕府の評定所と寺社奉行所の裁判に際し用いられた「相談書」について論じてきた。これまでの議論をふまえて、「相談書」が江戸幕府の裁判制度においてどのような意味を持ち、どのような役割を果していたのかを述べてみたい。

評定所の裁判（評定所公事）においては、評定所一座全員が判決決定にさいし合議していた。寺社奉行所の裁判（内寄合公事、手限吟味物）においても、判決決定にさいし寺社奉行全員で合議していた。単独裁判と言われている手限吟味物の裁判についても、判決決定にさいしては担当奉行を含めて同役寺社奉行全員による合議が行われていた。このように考えると、評定所や寺社奉行所の裁判は合議制であったということができよう。

マックス・ウェーバーによれば、合議制は、行政的任務が拡大し、専門的知識が不可欠になってくるなかで、支配者が、一方では専門的知識を利用しつつ、他方で専門家同士を相互に抑制せしめ、一人の専門家に「そのかきれて、恣意的な決定を行う」ということのないように」、安全を確保し、自己の支配者としての地位を保持していこうとする「典型的な形式」であった。⁽⁹³⁾ こうしたウェーバーの見解をふまえて江戸幕府の合議制について言及したのが三谷太一郎氏であった。氏は、江戸幕府の政策決定に携わる役職が、老中、若年寄、大目付、目付、三奉行等、いずれも複数による合議制により運営されていたことに注目し、幕藩体制のなかでこうした合議制が準備された理由として、「將軍を補佐する特定の人格、または特定機関やそれを拠点とする特定勢力への権力の集中を抑えるためだった」と指摘された。⁽⁹⁴⁾ 藤井讓治氏も、近世日本の合議制について次のように述べている。「近代官僚制において、各組織の長は単一であるのに対し、幕藩官僚制では同じ『職』に、先任や格式による差はあったものの、同一権限を持つものが複数あり、それらのものが相互に相談して政策や裁判を執行していた」。「こうしたシステムは、一般に『職』にあるものの恣意を抑制し、將軍あるいは大名の意思を貫徹することを容易にする」と。⁽⁹⁵⁾

いずれも傾聴すべき貴重な見解である。これらの見解をふまえて、改めて江戸幕府における裁判の合議制について考えてみると、江戸幕府の裁判は、当事者の主張、関係者の証言、証拠書類等から事実関係を明らかにし、公事方御定書、法令、先例、慣習、伝統、仕来り、道理等を考慮しつつ、必要な場合は政策的な判断、利害の調整も行ないながら、最も妥当と思われる判断を導き出す営みであった。判決書原案ともいふべき「相談書」による合議制は、その判断を一人の裁判官（奉行）に委ねるのではなく、関係する裁判官たちの判断ともすり合わせることにより、幕府法秩序全体との調和を保つための調整をはかり、妥当な結論（判決）を見い出して合意を形成するとい

う意味を有していたものと言えよう。とりわけ単独審理制をとっていた裁判にとつては、このことの持つ意味は大きかったと思われる。「相談書」による合意形成が幕府の「発達した支配と秩序の法」⁹⁶の安定化に資するものであったことは言うまでもない。

評定所、寺社奉行所の裁判では、判決に関する合議に参加した裁判官(奉行)全員が事件の審理(吟味)に終始携わっていたわけではなかった。実際の審理(吟味)は下役人たちが担っていたのである。それゆえ、事件について予備知識はほとんどない裁判官たちによる合議のためには、裁判官たちに事件の事実関係や担当奉行の見解をまとめて知らせ、裁判官たちに判断材料を提供する「相談書」の果す役割は極めて大きかった。そして、「難事件」について「相談書」の回覧の果す役割も大きかったと言えよう。印刷・複写技術の十分発達していない時代における「相談書」の回覧は、事件の慎重かつ迅速な審理に大きく貢献したと言ってもよいであろう。

奉行たちにより承認された「相談書」は判決書とでも言えるものであり、それは奉行たちにより写しとられて今後の裁判の重要な参考先例として活用されたものと思われる。

二 江戸幕府の評定所や奉行所の裁判で、上級機関(老中)に何う必要がないと判断されたものは、評定所一座あるいは奉行所の同役奉行という同輩(同役職)同士の議論のなかで判決決定がなされていた。ここでは、伺・指令という上下の機関の間での垂直的やりとりにもとづく裁判とは異なる、仲間の間での水平的な議論、すなわち同輩裁判官たちの合議にもとづく裁判所として自己完結的な判断(裁判)を行うという営みが見られた。垂直的なやりとりにもとづく裁判においても、同輩裁判官たちの合議が前提となっていた。

江戸幕府中央の裁判には、こうした同輩裁判官たちの合議を前提としつつも、上級機関との垂直的なやりとり

もとづき判決決定がなされる裁判と、一審制ではあるが同輩裁判官たちの合議にもとづき自己完結的に判決決定がなされる裁判という、二つのパターンの裁判が併存していたのである。⁽⁹⁷⁾ その後の歴史のなかで後者のパターンの裁判が、上訴制を伴いつつ主流として生き残って行くことになる。その背景には何があつたのだろうか。今後の検討課題としたい。

註

(70) 江戸時代には人の間をめぐる文書、すなわち「持ち廻り文書」が町方などでは広く見られたと言われているが(大友一雄「幕府寺社奉行と文書管理」(高木俊輔・渡辺浩一編『日本近世史料学研究——史料空間論への旅立ち——』北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年、一九四頁)、奉行たちの間を回覧された「相談書」も「持ち廻り文書」の一種といえよう。なお、訴訟人が多数の相手方の間を持ち廻った「廻り目安」(中田・註(22))『法制史論集』第三卷下、七九一頁参照)も同様に、「持ち廻り文書」の一種といえよう。

(71) 『資料集成』第二期、19/12-15(八二)一七〇、一七一頁。

(72) 同上、19/12-14、『祠部職掌類聚 相談書 安永六酉年從二月至十二月』十九「無宿宇八盜賊いたし候吟味相談書」

(八二)一〇〇、一〇一頁。

(73) 同上、18/12-13、『祠部職掌類聚 相談書 安永五申年從二月至十二月』九「駿州御厨新橋村当山修驗明応寺隱居照親外志人、触頭之申渡致難洪候儀二付吟味相談書」(八〇)四八頁。

(74) 同上、同上、『同上』十三「上野山内にて召捕候無宿源助盜賊吟味相談書」(八〇)六六、六七頁

(75) 同上、15/11-08、『祠部職掌類聚 相談書 明和五子年從二月至十二月』六「信州高井郡井上村安養寺、相手同村八幡神主片山備後、除地出入吟味相談書」(六〇)四〇、四一頁。

- (76) 同上、同上、『同上』十七「右同断猶又相談書」(六〇)一〇七頁。
- (77) 藤田宙靖『最高裁回想録 学者判事の七年半』有斐閣、二〇一二年、四二頁。なお、同書六三頁、藤田・註(47)「裁判官と学者の間で」八頁、同「裁判官と学者の間で」(『青山法務研究論集』第三号、二〇一一年、一五頁)をも参照。
- (78) もちろん、同役奉行全員が集まって審議(「相談」、評議)する事件がすべて簡単な事件であったのではない。「難事件」を内寄合に差出し審議することもあったのである(『史料7』第四条)。
- (79) 『資料集成』第二期、15/11-08(六〇)九四〜一〇五頁。
- (80) 『史料12』の第一の「相談書」の手紙では、自教が本山方(本山派)に紛れ入ったとあるが、第二の「相談書」の手紙を見ると、これは明らかに「当山方に紛れ入った」の誤りであることが分かる。
- (81) 最初の「相談書」が原本には収録されていないため、原案がどのようなものであったのかは不明である。
- (82) 『資料集成』第二期、15/11-08(六〇)一一〜一一八頁。目次にある「宇左衛門」は「羽左衛門」の誤写と思われる。「相談書」本文の訴訟当事者名記載部分に「相手方 百姓羽左衛門」とあり、文中にも「羽左衛門」と記されている。
- (83) 『資料集成』第二期、15/11-08(60)一一八〜一二〇頁。
- (84) 同上、15/11-04(五六)一三三〜一三六頁。
- (85) 以上、後述する第二の「相談書」(「書付」)による。
- (86) 『資料集成』第二期、15/11-04(五六)一三七、一三八頁。
- (87) 同上、14/11-01(五三)五三、五四頁。
- (88) 同上、同上、『祠部職掌類聚 相談書 従明和元申年十二月至同二酉年十二月』十一「武州直竹村長光寺外壺ヶ寺、差紙請書之儀ニ付相談書」(五三)五一、五二頁。
- (89) 同上、17/12-01(六八)九、一〇頁。
- (90) 「相談書」が裁許申渡し後に、同役奉行たちに扣えを写しとらせるために回覧されたことについては『史料8』をも参照。
- (91) 『資料集成』第二期、16/11-13(六五)一三四頁。

(92) 同上、17/12-01(六八)一五、一六頁。

(93) マックス・ウェーバー著・世良晃志郎訳『支配の社会学』I、創文社、一九七三年、一二八頁。

(94) 三谷太一郎『日本の近代とは何であったか——問題史的考察』岩波書店、二〇一七年、四三、四四頁。

(95) 藤井・註(9)『江戸時代の官僚制』一九九頁。

(96) 平松・註(4)『江戸の罪と罰』六七頁。

(97) 橋本誠一氏は近世日本の裁判手続構造を伺・指令型の垂直的手続構造ととらえる(『明治初年の裁判 垂直的手続構造から水平的手続構造へ』晃洋書房、二〇一七年、「はじめに」および三〇一、三〇二頁参照)。

〔付記〕 本研究は、JSPS科研費(基盤研究(C)課題番号二〇K〇一二四九 代表大平祐一)、(二二K〇一二二〇 代表松園潤一朗)にもとづく研究成果の一部である。